

中部国際空港滑走路増設事業に係る環境影響評価方法書についての知事意見

事業者は、以下の事項について十分に検討した上で、適切に環境影響評価を実施し、その結果を踏まえ環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成する必要がある。

1 全般的事項

- (1) 事業計画及び工事計画の具体化に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を考慮し、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減について検討すること。
- (2) 調査地点及び予測地点について、その設定理由をわかりやすく示すこと。
- (3) 環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合等においては、必要に応じて、環境影響評価の項目及び手法を見直し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

2 大気質

本事業に伴い、航空機の飛行及び地上走行の経路や航空機地上支援車両（GSE 車両）の稼働状況等が変化する可能性があることから、航空機の運航に伴う大気質の影響について、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ適切な環境保全措置を検討し、環境影響を回避、低減すること。

3 騒音

本事業に伴い、航空機の飛行及び地上走行の経路やエンジン試運転の実施状況等が変化する可能性があることから、航空機の運航に伴う騒音の影響について、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ適切な環境保全措置を検討し、環境影響を回避、低減すること。

4 動物

- (1) 本事業に伴い、航空機の飛行経路が変化する可能性があることから、鳥類の飛行軌跡及び飛翔高度を調査した上で、予測に用いる飛行経路と重ね合わせることで、鳥類への影響について適切に予測及び評価を行い、その結果を踏まえ適切な環境保全措置を検討し、環境影響を回避、低減すること。
- (2) 航空機の運航に係る鳥類への影響の調査、予測及び評価に当たっては、中部国際空港建設事業の環境影響評価及び環境監視の結果や、これまでの空港管理で蓄積された鳥類の航空機への衝突事故の事例を活用すること。

5 その他

準備書の作成に当たっては、住民等の意見を十分に検討するとともに、わかりやすい図書となるよう努めること。